

○追手門学院大学短期貸付金取扱要項

昭和62年7月16日

学生部長裁定

- 1 追手門学院大学短期貸付金制度は、本学に在籍する学生が修学及び学生生活維持のため一時的あるいは緊急に資金を必要とする者に対して、所定の金額を短期間無利子で貸付けし援助することを目的とする。
- 2 貸付対象者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 本人の急病、傷害その他不測の事態により緊急に生活資金を必要とする場合
 - (2) 自宅外通学者で仕送りが遅延している場合
 - (3) 家計支持者の死亡、失職等により、一時的に生活資金を必要とする場合
 - (4) 家庭事情等により、緊急に帰省する場合
 - (5) その他やむを得ない理由により貸付けの必要があると認める場合
- 3 貸付金の額は、5,000円単位とし、30,000円を限度とする。ただし、学生部長が必要と認めたときは、50,000円を限度として貸付けることができる。
- 4 すでに貸付けを受けている者が新たに貸付けを願い出たときの貸付額は、第3項の貸付限度額と既貸付額の未済の金額との差額の範囲以内とする。
- 5 貸付期間は、貸付けた日から3か月以内とする。ただし、卒業予定者については、卒業予定日の2か月以前までに返済するものとする。
- 6 貸付けを希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、学生課を通じて学生部長に願い出なければならない。
- 7 貸付金は、貸付けを受けた日から3か月以内に一括又は分割にて返済するものとする。なお、分割の単位は、5,000円とする。
- 8 貸付けを受けた者が卒業、退学又は除籍になったときは、直ちに未償還額を返済しなければならない。
- 9 その他貸付けに関する必要な事項については、別に定める。

附 則

この要項は、昭和62年9月21日から施行する。

附 則

この要項は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、1999年6月1日から施行する。